

「取引競争法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

取引競争法

[タイ政府はこれまでの独占禁止・価格統制法を見直し、取引競争法と商品・サービス価格法の二法に分離し、規定し直した。両法とも一九九九年三月三日付けの官報で告示されている]

前文省略。

第一条

この法令を『仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕取引競争法(プララーチャバンヤット・ガーンケンカソン・ターン・ガーンカー)』と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日から三〇日が経過した時点で施行する。

[注ノ一九九九年三月三日に官報告示]

第三条

この法令において、

「事業(トゥラキット)」とは、農業、工業、商業、金融業、保険業及び役務提供を意味し、省令で規定したその他の事業をも意味する。

「金融(ガーン・グン)」とは、商業銀行法に基づく商業銀行業、金融・証券・クレジットフォンシ工業法に基づく金融業及びクレジットフォンシ工業、証券・証券市場法に基づく証券業を意味する。

「事業者(プー・プラコーブ・トゥラキット)」とは、販売者、販売目的の生産者、販売目的の注文者または輸入者、あるいは生産または販売目的の商品購入者、事業における役務供給者を意味する。

「商品(シンカー)」とは、消費に使用できる財を意味し、財に付随する権利を示した書類も含める。

「役務(ポリカーン)」とは、金銭またはその他の利得を報酬として要求する請負、権利付与、財産または事業の使用あるいは利益付与を意味する。ただし労働雇用は含まない。

「価格(ラカー)」とは、商品の価格のほか、役務供給に対する報酬も意味する。

「市場上の権限を有する事業者(プー・プラコーブ・トゥラキット・スン・ミー・アムナート・ヌア・タラード)」とは、ある商品または役務市場において、内閣の承認下に委員会が規定し官報で告示した市場占有率及び売上高を超える単数または複数の事業者を意味する。このとき市場競争状況についても考慮する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、取引競争委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、取引競争委員を意味する。

「事務局長(レーカーティガーン)」とは、取引競争委員会事務局長を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のため大臣が任命した公務

員を意味する。

「大臣(ラッタモンत्री)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

第四条

この法令は以下の者の行為については適用しない。

- (一) 中央官庁、地方官庁。
- (二) 予算法に基づく国営企業。
- (三) 農民の職業上の利益のために事業を遂行する目的を有する農民グループ、法的に保証された協同組合または協同組合連合。
- (四) 省令で規定された事業。その省令において、この法令全体または一部を適用しないことも規定することができる。

第五条

商業大臣をこの法令の主務大臣とする。ただし金融事業についての部分については、商業大臣と大蔵大臣を共に主務大臣とする。主務大臣はこの法令に基づく執行のために係官を任命し、省令を發布する権限、この法令の規定に基づく布告を発令する権限を有する。

省令及び布告は官報告示をもって施行することができる。

第一章

取引競争委員会

第六条

商業大臣を委員長、商業省事務次官を副委員長、大蔵省事務次官、及び政治学・経済学・商業学・経営学・行政学において知識・経験のある有識者を委員とし、内閣が任命した八人以上二人以下からなる取引競争委員会を置く。民間の有識者委員は全体の半数以上とし、事務局長を委員兼書記とする。

第一段落に基づく有識者の任命は省令が規定した原則及び方法に従う。

第七条

委員に任命された有識者は政治任命による政治職公務員、政党の理事または政党運営の責任者であってはならない。

第八条

委員会は以下の権限を有する。

- (一) この法令に基づく省令発布において大臣に提言する。
- (二) 市場上の権限を有する事業者を規定する、ある事業における市場占有率及び売上高規定の布

告。

(三) 第一八条(五)に基づく訴えの審議。

(四) 第一九条(三)に基づく検査または分析のための商品の収集またはサンプル化に係る原則の規定。

(五) 第二六条第二段落に基づく市場占有率、売上高、資本額、株式数、資産高の規定の布告。

(六) 事業者に行為の中止、停止、修正、変更を命じる第三〇条、三一条に基づく命令。

(七) 第三五条に基づく事業合併、競争の低下または限定行為の許可申請における様式、原則、方法、条件の規定の布告。

(八) 第三五条に基づき出された事業合併、競争の低下または限定行為の許可申請の審議。

(九) ある者を招聘し事実関係、説明、助言、意見を聴取する。

(一〇) この法令に基づく違反行為の調査における小委員会の調査に対する督促。

(一一) この法令に基づく執行のための係官の遂行原則の規定。

(一二) 委員会の権限を規定した法律に基づくその他の執行。

(一三) 第五五条に基づく被害者の苦情に沿った刑事訴訟手続きの審議。

第九条

第六条に基づく有識者委員の任期は一期につき二年とする。

第一段落の任期が終了したとき、もし新たな有識者委員の任命がまだの場合は、任期切れとなった有識者委員が新委員が任命され業務に就くまで引き続き任にとどまる。

任期切れとなった有識者委員は再任されることができ、連続しての再任は二度までとする。

第一〇条

仏暦二五三九年〔西暦一九九六年〕行政官庁執行法の第七五条、第七六条、第七七条、第七八条、第七九条、第八〇条、第八一条、第八二条、第八三条を有識者委員の任命、離任、委員会の会議にも準用する。また有識者委員は第七条に基づく禁止状態にあったとき離任する。

第一一条

委員会はある件において審議、意見提出させるため、あるいは委任のもとに遂行した上で委員会に報告させるため小委員会を設置することもできる。

第一二条

委員会は専門小委員会を単数あるいは複数設置することができる。専門小委員会は政治学、科学、工学、薬学、農学、経済学、商学、会計、経営学等で知識及び経験を有する有識者四人以上六人以下から構成され、国内通商局長を委員兼書記とする。

専門小委員会は一人の委員を小委員会委員長に選出する。

第一三条

専門小委員会は以下の件について、委任に基づき審議し、委員会に意見を答申する義務を有する。

(一)第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条に基づく市場上の権限行使、合併、競争の低減または制限行動に係る件。

(二)第三七条に基づく合併、競争の低減または制限をもたらす許可申請の審議。

(三)委員会が審議または委員会の委任に基づき遂行を求めたその他の件。

この法令に資するため、専門小委員会は委員会に対し、この法令に基づく執行に係る意見を答申する、または提言することもできる。

第一段落に基づく執行において、専門小委員会は審議のため関係者に証言させる、書類または証拠を提出させるよう召喚状を出す権限を有する。

第一四条

委員会は単数または複数の調査小委員会を設置する。調査小委員会は警察公務員または検察公務員から選ぶ刑事訴訟についての知識及び経験を有する者一人と、経済学・政治学・商学・農学・会計についての知識及び経験を有する公務員四人以下を委員とし、国内通商局代表を委員兼書記とする。

調査小委員会はこの法令への違反行為に係る調査・捜査権限を有し、遂行の上、委員会に対し意見を答申する。

調査小委員会は一人の委員を小委員会委員長に選出する。

第一五条

この法令に基づく執行において、委員及び第一四条に基づく調査小委員会委員は刑事訴訟法に基づく捜査官と同様の権限を有する。

第一六条

委員会が検察官への送致が可能とする見解を有する場合、刑事訴訟法に基づく検察官の不起訴への異議において、委員長は警察庁長官または県知事の権限を行使する者とする。

第一七条

第九条、第一〇条の内容を小委員会、専門小委員会、調査小委員会にも準用する。

第二章

取引競争委員会事務局

第一八条

商業省国内通商局内に取引競争委員会事務局を設置する。国内通商局長を事務局長及び事務局

の公務執行における指揮者・責任者とする。事務局は以下の権限を有する。

- (一)委員会、不服申立審査委員会、委員会が設置した小委員会の事務。
- (二)取引競争委員会事務局の業務執行のための規則制定。
- (三)事業者の活動を追跡し、その行動を監視して委員会に報告する。
- (四)商品、役務、事業行動に係る学習、分析、研究。及び事業における市場上の権限行使の防止、合併、競争の低減または制限についての方策及び意見の委員会への答申。
- (五)この法令に違反したと思われる者への訴えの受理と、委員会の審議に諮るための詳細にわたる審査。このとき委員会が官報で告示した規則に従う。
- (六)この法令に基づく執行にあたっての官庁、関係機関との連絡。
- (七)委員会の布告、規定、決定に従った執行、及び不服申立審査委員会または委員会が設置した小委員会の委任に基づく執行。

第一九条

この法令に基づく執行において、係官は以下の権限を有する。

- (一)ある者に証言させる、事実関係を明らかにさせる、陳述書を作成させる、あるいは捜査または審議に供するための帳簿、登記書、書類、証拠を提出するよう召喚状を出す。
- (二)この法令に従わせるよう検査する、あるいはこの法令に基づき押収できる証拠品または財産を押収するために、あるいはこの法令の違反者を逮捕するために、事業者またはその他の者の勤務場所、生産所、販売所、購買所、商品保管所、役務提供所、あるいはこの法令に違反していると思われるその他の場所に立ち入る。以下の場合には捜査礼状なしに立ち入ることができる。
 - (a)場所内で前で違反が行われたことが明らかなき。
 - (b)前で違反した者が場所内に逃げ込んだとき、または隠れていると思われる確固とした事由があるとき。
 - (c)この法令に基づき押収できる証拠または財産が場所内にあり、捜査令状を用意しているうちに証拠品または財産が他に移される、秘匿される、破壊される、または元の状態から変えられるという疑いがあるとき。
 - (d)逮捕される者がその場所の所有者であり、逮捕状のあるなしに関係なく逮捕できるとき。
 こうした行為において、事業者または関係者から事実関係を調べる、帳簿、登記書、書類またはその他の証拠を提出させたり、その場所にいる当該人物に対し必要なだけの遂行を命じる権限を有する。
- (三)検査または分析のために商品をサンプルとして、その商品の対価を支払わずに、十分な量だけ採集し持ち出す。このとき、委員会が官報で告示規定した原則に従う。
- (四)検査、またはこの法令に基づく訴訟のために書類、帳簿、登記書、証拠を押収する。

第二〇条

係官の任務遂行において、関係者はしかるべき便宜を供する。

第二一条

係官の任務遂行においては、関係者に身分証明証を提示しなければならない。身分証明証は大臣が官報において告示規定した様式に従う。

第二二条

第一三条第三段落、第一九条(一)、第四四条(三)に基づく召喚状は、係官が召喚状に明記された者の居住地または勤務場所に、日照時間またはその者の勤務時間内に送達する。あるいは書留郵便で送達することもできる。

係官が第一段落に基づき送達したが、召喚状に明記された者が正当な事由なく召喚状の受け取りを拒否した場合、係官は召喚状の送達のため行政官が警察官の動向を要請する。もし召喚状に明記された者にその居住地または勤務場所で会えなかったときは、その場所に居住する、または勤務する他の成人者に送達する。もし誰にも会えなかった、または会えたとしても代理人として召喚状の受け取りを拒否した場合は、証人の行政官または警察官の目前で、その居住地または勤務場所の視認しやすいつところに召喚状を掲示する。

係官が第一段落、第二段落に基づき執行したとき、召喚状に明記された者は召喚状を受け取ったものと見なす。掲示による送達の場合は、掲示から五日が経過した時点で、郵便書留による送達の場合は、郵便受け取り日から五日が経過した時点で召喚状を受け取ったものと見なす。

第二三条

この法令に基づく執行において、委員、不服申立審査委員、小委員会委員、事務局長及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第二四条

この法令の違反者を逮捕するために、係官は刑事訴訟法典の内容規定に基づく行政官または警察官と同じ権限を有する。

違反者の逮捕は、現行犯の場合、または刑事訴訟法典が行政官または警察官に対し逮捕状なしに逮捕できるとしたその他の事由がある場合は、逮捕状を必要としない。

第三章

独占防止

第二五条

市場上の権限を有する事業者の以下の行為を禁止する。

- (一) 不公正な商品売買価格または役務提供料を設定する、あるいは維持する。
- (二) 自らの顧客である他の事業者に対し、役務供給、商品の生産・購買・販売を制限するような、あるいは商品の選択的な購買、役務の供給または享受、他の事業者からの融資における機会を制限す

るような、不公正で直接または間接的な強制条件を設定する。

(三) 役務供給、生産、購買、販売、委託、輸入をしかるべき事由なく抑制する、減らす、制限する。市場の需要を下回る量に減らすために商品を損壊する。

(四) しかるべき事由なく他者の事業に干渉する。

第二六条

独占、または委員会が官報で告示規定した競争における不公正につながるような事業合併を禁止する。ただし委員会が許可した場合を除く。

第一段落に基づく委員会の告示においては、市場占有率、売上高、資本額、株式数または資産量に影響を及ぼす合併に対する規制を明記する。

第一段落に基づく合併には以下の内容も含む。

(一) 一事業の存続及び終了、または新事業の生起をもたらすような生産者と生産者、販売者と販売者、生産者と販売者、または役務供給者と役務供給者の結託。

(二) 事業経営、執行、管理方針をコントロールするための他の事業の資産全部または一部の買収。

(三) 事業経営、執行、管理方針をコントロールするための他の事業の株式全部または一部の買収。

第一段落に基づく許可申請において、事業者は第三五条に基づき委員会に申請する。

第二七条

ある商品または役務市場において、独占、競争の低下または制限につながるような事業者と他の事業者との共同での以下の行為を禁止する。

(一) 商品販売または役務供給における同一価格、あるいは合意に基づく価格設定、あるいは商品または役務の供給量の制限。

(二) 商品または役務購入における同一価格、あるいは合意に基づく価格設定、あるいは商品または役務の購入量の制限。

(三) 市場占有または制御のための結託。

(四) 商品または役務の入札または競売で、ある者が勝つため、あるいは、ある者が入札または競売に参加できないよう共謀しての合意または条件の設定。

(五) 他の事業者が競争販売しないように、その地域における各事業者の商品または役務が供給できる地域の分割、あるいは供給の減少を伴う地域の分割、あるいは各事業者が商品または役務を供給できる顧客の指定。

(六) 各事業者が商品または役務を購入できる地域の分割、あるいは各事業者が商品または役務を購入できる先の指定。

(七) 市場の需要を下回るよう量を制限するための、各事業者が生産、購入、販売、役務供給する商品または役務の量の設定。

(八) 旧価格での、または値上げした上での、商品または役務の質の引き下げ。

(九) 同一または同種類の商品または役務の供給者として、ある単独の者を指定する、あるいは委託

する。

(一〇)同一行動または合意に基づく行動のために、商品または役務の購入または販売に関する行動の条件または方法を設定する。

事業における必要性のために、ある期間において(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)に基づく行為が必要な場合、事業者は第三五条に基づき委員会に許可申請する。

第二八条

国外の事業者と契約、方針、パートナーシップ、出資またはその他同様の事業上の関係のある事業者が、自らの使用のために商品または役務を購入する目的を有する国内のある者がその国外事業者から直接商品または役務を購入する機会を制限することを禁止する。

第二九条

事業者が公正で自由な競争を害する、他の事業者の事業を害する、被害を及ぼす、邪魔する、妨害する、制限することを禁止する。あるいは他者が事業を営めないようにする、または事業を止めざるを得ないようにすることを禁止する。

第三〇条

委員会は、市場占有率が七五%を超える市場上の権限を有する事業者に対し、市場占有率を抑制する、止めさせる、変更するよう書面をもって命じる権限を有する。このとき委員会は執行における原則、方法、条件、期間を規定しておくこともできる。

第三一条

事業者が第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条に違反していると委員会が認めた場合、委員会は事業者に対し、その行為の抑制、休止または変更を文面をもって命じる権限を有する。このとき委員会が執行に当たっての原則、方法、条件、期間を規定することもできる。

第一段落に基づく命令を受けた事業者でその命令に異議のある者は、第四六条に基づく不服申立の権利を有する。

第一段落に基づく委員会の命令を事由に、委員会に対し損害賠償を要求することはできない。

第三二条

第三一条に基づく場合の(違反についての)審理において、委員会は関係する事業者、専門小委員会、調査小委員会、係官にも指摘する、及び意見と共に証拠を提示する、しかるべき機会を与えなければならない。

第三一条に基づく命令において、委員会は問題事実、法律条項、審査委員の署名、命令の事由を示さなければならない。

第二段落に基づく命令の通知は、委員会が命令した日から七日以内になされる。このとき、第二二条

の内容を準用する。

第三三条

第三一条に基づく命令を受け取った者は、その命令を従わなければならない。ただし、裁判所または不服申立審査委員会が命令規定を緩和する、または委員会の命令を取り消す判決を下した、あるいは命令を出したときはその限りではない。

第三四条

事業者が第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条に違反したと裁判所が判決を下した場合は、裁判所はその事業者に対し、その行為の抑制、休止、または変更を命じる。

第四章

許可申請・許可審査

第三五条

第二六条、第二七条(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)に基づく行為について許可を申請しようとする事業者は、委員会が官報で告示した様式、原則、方法、条件に従い申請する。

許可申請には少なくとも以下の事項が含まれていなければならない。

- (一) 行為における事由及び必要性。
- (二) 実行方法。
- (三) 実行期間。

第三六条

委員会は第三五条に基づく申請の審査を、申請を受理した日から九〇日以内に終了する。このとき、委員会は関係する事業者、専門小委員会、調査小委員会、係官にも指摘する、及び意見と共に証拠を提示する、しかるべき機会を与えなければならない。

第一段落に基づく期限内に審査を終了できない場合、委員会は一五日を超えない範囲で期限を延長する。ただし審査判定において期限延長の事由及び必要性を記録しておかなければならない。

第三七条

委員会は審査の上、第三五条に基づく事業者の許可申請が、事業振興ため事業上の必要性があり、経済に甚大な被害をもたらさず、消費者の利益に影響を与えないと認めるとき、その事業者に文面をもって許可する。しかし、もし委員会が許可しない場合は遅滞なく文面をもって命令をその事業者に通知する。

第一段落に基づく許可において、委員会は許可を受ける事業者に実行させる期限または条件を設けることもでき、委員会が許可審査において依拠した経済状態、事実関係または(事業者の)行動に変更

があったとき、委員会はその期限、条件をいつでも改定増補または取り消すことができる。

委員会からの命令を受けた事業者でその命令に異議のある者は、第四六条に基づき不服申立する権利を有する。

第三八条

委員会は第三七条に基づく許可または不許可命令において、問題事実、法律条項、審査委員の署名と共にその事由を示さなければならない。このとき第三二条第三段落を準用する。

第三九条

第三七条に基づき許可を得た事業者は、委員会により許可を得た期限及び条件の範囲内で事業を遂行しなければならない。

(その事業者が)違反した、または第一段落に従わない場合、委員会は遂行期限を規定した上で、第三七条に基づく許可命令を全部または一部取り消す権限を有する。

第五章

被害額要求訴訟

第四〇条

第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条(の規定への)違反により被害を受けた者は、その違反者に対し被害額を要求する訴訟を起こす権利を有する。

第一段落に基づく被害額要求訴訟において、消費者委員会または消費者保護法に基づく協会は、消費者または協会会員に代わり被害額要求訴訟を起こす権限を有する。

第四一条

第四〇条に基づく被害額要求訴訟は、もし被害を受けことを知った日、または知ることができるはずだった日から一年以内に裁判所に告訴しなかったとき、告訴の権利は消滅する。

第六章

不服申立

第四二条

政治学、経済学、経営、行政に知識及び経験を有する有識者から、内閣が任命した七人以内の委員会からなる、不服申立審査委員会を設置する。

不服申立審査委員は委員一人を委員長に選出する。

国内通商局長は国内通商局の公務員から書記及び副書記を任命する。

第四三条

不服申立審査委員に任命された者は第七条に基づく禁止様態にあってはならず、(取引競争)委員会の委員にはなれない。

第四四条

不服申立審査委員会は以下の権限を有する。

- (一) 第四七条第一段落に基づく不服申立の原則及び条件を規定する。
- (二) 第三一条または第三七条に基づく委員会の命令に対する不服申立を審査判定する。
- (三) 不服申立を審査判定するに当たって、関係者に証言させる、あるいは書類または証拠を提出させるため召喚状を出す。
- (四) 第三一条または第三七条に基づく委員会の命令に基づく遂行の緩和を命令する。

第四五条

不服申立審査委員の任期は一期四年とする。

最初の任期が二年に達した時、三人の委員が抽選で退任する。このとき抽選での退任は任期切れによる退任と見なす。

第九条第三段落及び第一〇条を不服申立審査委員会にも準用する。

第四六条

第三一条及び第三七条に基づく委員会の命令に対する不服申立は、命令を受けた者が委員会に対し、委員会の命令を知った日から三〇日以内に申し立てる。

第四七条

不服申立の原則及び方法は、不服申立審査委員会が官報で告示したところに従う。

不服申立審査委員会は申立を受理した日から九〇日以内に審判を終了し、文面をもって申立人に通知する。このとき第三六条、第三七条を準用する。

不服申立審査委員会の判定は最終的なものとする。

不服申立審査委員会が不服申立に何らかの判断を下した場合、委員会及び事業者はそれに従う

第七章

罰則規定

第四八条

第一三条第三段落、第一九条(一)、第四四条(三)に基づく専門小委員会、係官、不服申立審査委員会の召喚状に従わなかった者は、三か月以下の懲役、または五〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第四九条

第一九条(二)(三)(四)または第二二条に基づく係官の任務を妨害した者は、一年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第五〇条

第二〇条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、一か月以下の懲役、または二〇〇〇バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第五一条

第二五条、第二六条、第二七条、第二八条、第二九条に違反した者、または第三九条に従わなかった者は、三年以下の懲役、または六〇〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。重犯の場合は罰則を倍加する。

第五二条

第三〇条、第三一条に基づく委員会の命令に従わなかった者、または第四七条に基づく不服申立審査委員会の判定に従わなかった者は、一年以上三年以下の懲役、または二〇〇万バーツ以上六〇〇万バーツ以下の罰金に加え、違反中の期間にわたって一日当たり五万バーツの罰金に処する。

第五三条

事業者が秘守保全している事業または業務に係る事実をこの法令に基づく執行から知り得た上でそれを公開した者は、一年以下の懲役、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。ただし公務における公開、あるいは審尋または審判のための公開はその限りではない。

第一段落に基づく者から事実を知り得た者がその事実を公開し、いずれかの者に被害を及ぼした場合、その者は同等の罰則に処する。

第五四条

この法令に基づき罰すべき違反者が法人の場合、社長[カマカーン・プーチャカーン]、パートナーシップ支配人[フンスアン・プーチャカーン]またはその件についての法人の業務に責任を有していた者は、その違反内容についての罰則規定を適用する。ただし、その行為について知らなかった、または不承であった、あるいはその違反が生じないようにするべき防止策をとったと判断される場合はその限りではない。

第五五条

第五一条及び第五四条に基づく違反の被害者には自ら刑事訴訟を起こす権利はなく、この法令に基づく審査のために委員会に苦情を申し立てる権利を有する。

第五六条

この法令で罰金刑あるいは一年以内の懲役刑が規定された一連の違反については、委員会が略式命令を下す権限を有する。その権限を行使するにあたって委員会は小委員会、事務局長、係官に代行させることもできる。

容疑者が略式命令に従い、期限内に料金を支払ったとき、刑事訴訟法典に基づき事件は終結したものと見なす。

付則

第五七条

事業者がこの法令が施行された日に第二七条に示された行為をしており、必要な場合、許可申請をこの法令が施行された日から九〇日以内に提出する。申請したとき、事業者はその許可申請の審査結果が出るまで第二七条(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)に基づく行為を継続することができる。